

就職、進学にともなう

国民健康保険の手続き

春は就職や進学の季節です。これらにともなう国民健康保険(国保)の手続きについてご説明します。

《他市へ》
《他市へ》
《他市へ》

《就職して会社の健康保険に加入したとき》

国保に加入している人は、転出届提出後、必ず国保の脱退手続きをしてください。脱退手続きは、国民健康保険に必要です。認印が必要で、転出先では転入届とともに国保の加入手続きをしてください。

転出後に本市の国民健康保険で受診すると、後で保険給付を受けた金額を

《会社を退職したとき》

《遠方の学校に進学したとき》

本市に返還して、あらためて転入先の国保に請求するなど面倒な手続きが必要で、転入後は新しい保険証で受診してください。

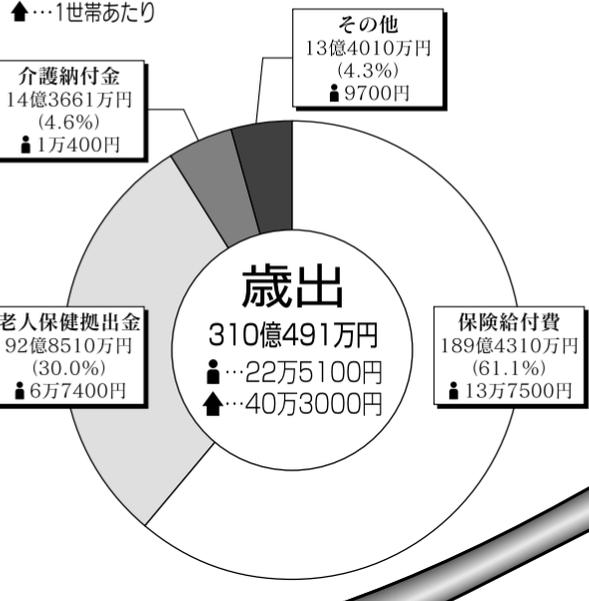
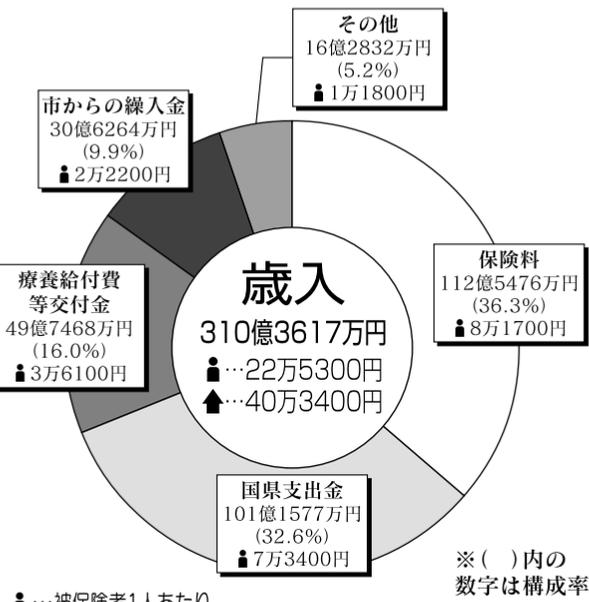
国保への加入手続きが必要で、手続きには、会社の健康保険の「資格喪失証明書」、認印が必要です。

「資格喪失証明書」は、勤務先または所管の社会保険事務所や健康保険組合などで発行されます。

一定の条件を満たせば、退職後も会社の健康保険の資格が続く任意継続制度もあります。保険料が国保よりも安くなる場合もありますので、会社の健康保険の担当者にご相談ください。

なお、本市に提出した転出届の転出先住所が異なる場合のみ住民票も必要です。そのほか、国民健康保険の加入・脱退の手続きについては3118)まで問合せを。

平成15年度 国民健康保険特別会計 歳入・歳出決算の状況



平成15年度国民健康保険特別会計の決算状況は、右下の円グラフのとおりです。歳入が310億3617万円に対し、歳出は310億491万円で、差し引き3億126万円の赤字でした。歳入では、保険料が112億5476万円(全体の約36%)、国庫支出金が101億1577万円(同32.6%)、市からの繰入金30億6264万円(同9.9%)、療養給付費等の交付金が49億7468万円(同16%)、その他が16億2832万円(同5.2%)です。歳出では、保険給付費が189億4310万円(全体の約61%)、老人保健拠出金が92億8510万円(同30%)、介護納付金が14億3661万円(同4.6%)、その他が13億4010万円(同4.3%)です。被保険者1人あたり、1世帯あたり、1人につき月額500円、原則として

西宮市中小企業勤労者福祉共済

あなたの会社の福利厚生をお手伝い

「西宮市中小企業勤労者福祉共済(以下、福祉共済)」は、市が市内の中小企業の事業主と協力して、個々の事業主が単独では実施が困難な勤労者の福利厚生事業を行っています。

福祉共済に加入すると、慶弔給付金の支給や、各種レクリエーション施設の割引利用、健康管理の制度が利用できます。また、事業所対抗ソフトボール大会や、ポウリング大会、各種旅行補助などもあります。事業主の皆さん、この機会にぜひ福祉共済への加入をご検討ください。

詳しい内容については、お気軽にお問合せください。担当者が事業所へ説明に伺います。

「加入できるのは」
従業員が300人以下の市内の企業・事業所(個人商店や共同組合も含む)です。事業主が市との契約に基づいて加入者となります。すべての従業員を対象として加入してください。事業主や短時間従業員(パート・タイマー)の皆さんも対象になります。

「月額1人500円」
掛金は、会員1人につき月額500円、原則として

「豊富な給付金」
祝金、結婚、出産、子ども小・中学校入学や、結婚20年のお祝い、勤続慰労金、パートタイマーや一般従業員の方に勤続年数に応じた慰労金を(事業主を除く)退職慰労金、退職時に、会員であった期間(3年

「多彩な事業内容」
全額事業主負担になります。なおこの掛金は、税法上損金または必要経費として計上することができます。

「余暇の充実を図る」
レジャー施設割引利用、大阪や神戸などの劇場や映画館の割引チケット、スポーツ施設や健康入浴施設への割引入場券など、主催事業、スポーツ大会、観劇などを手ごろな参加費で企画、旅行補助、契約宿泊施設利用の場合に一定額を補助、契約旅行会社で申し込むと一定額を補助、旅行指定コースには3%~5%の割引が適用、広報誌「月一回」福祉共済だより」を発行し様々な情報を提供

「25年」に際して退職慰労金を(事業主を除く)弔慰金、本人死亡、配偶者死亡、一親等血族死亡の場合に給付、見舞金、傷病や障害、災害などのお見舞金を場合にに応じて

「検診などに補助」
健康診断、市内数カ所での定期健康診断を実施。費用の一部を補助、胃がん検診、35歳以上の会員対象。受診料無料、人間ドック、指定医療機関の指定コース受診に一定の補助

勤労福祉課
松原町2-37
(勤労青少年ホーム1階)
《TEL》0798・23・3775
《FAX》0798・34・7700
福祉共済のホームページ
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_1165.html



- 磯田石材店 松風町4番13号 ☎(74)4236
- ナカタニ石材企業(株) 阪急苦楽園口駅北二百米 ☎(72)5551
- 岡崎石材店 北名次町6番46号 ☎(71)0077
- 日本庭園石材(株) 浜脇町6番23号 ☎(22)1515
- 有)中原石材工業所 名次町12番27号 ☎(73)5334
- 株)石常竹田石材店 奥畑8番45号 ☎(71)7256
- 上中造園石材(株) 西宮浜1丁目12番2号 ☎(34)6477
- 有)石増石材店 西宮戎神社南門前 ☎(26)1510
- 竹下石材店(有) 甲山大師前 ☎(71)6403
- 篠畑石材店 門戸西町4番18号 ☎(52)0312

西宮石材業協同組合

暑さ寒さも彼岸まで... 私どもは長年にわたり、貴家墓所の維持管理のお手伝いをさせて頂いております。お気付きの事が有りましたら何なりと左記店舗までご相談下さい。

■「消費生活Q&A」
「悪質な業者にだまされたり、欠陥商品だけがをりするなど、消費生活における被害を防止するには、一人ひとりが正しい知識を身に付けることが大切です。」
(県民だよりひょうご平成10年3月号より)